

逗子市新型コロナウイルス感染症対策について

感染症拡大により困難な状況となっている市民生活、事業活動の回復と安定化を図るため対策を推進していく。市独自の取組みの予算規模は、総額6億円を想定。基金4億円分については、状況を見極めながら検討を進めていくもの。

推進体制を強化する

①新型コロナウイルス感染症対策担当の新設

経営企画部防災安全課内に7名配置。感染症対策の総合調整・総合窓口、特別定額給付金の支給を担当。5月1日から市庁舎1階ロビーに相談窓口を設置。

<資料あり>

②（仮称）新型コロナウイルス感染症緊急対策基金の創設

地域経済対策、感染症予防対策等の緊急対策に要する経費に充てるため、基金を創設もの。基金規模4億円。 <資料あり>

市民生活を支える

③特別定額給付金（仮称）給付事業 6,014,528千円（国庫補助率10/10）

1人につき10万円。5月下旬に申請書発送予定。 <資料あり>

④子育て世帯への臨時特別給付金 60,000千円程度（国庫補助率10/10）

児童手当支給者に対し、対象児童1人につき1万円。

⑤住居確保給付金（生活困窮者自立支援） 10,000千円程度（国庫負担率3/4）

離職又は廃業には至っていないものの、住居を失う恐れが生じている者に給付。

⑥ひとり親家庭への生活支援のための給付金

検討中

事業活動を支える

⑦（仮称）新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 80,000千円程度

県の緊急事態措置の協力要請に応じて休業又は営業時間の短縮をした事業者に、協力金（20万円）を上乗せして交付。5月下旬に受付開始予定。 <資料あり>

⑧（仮称）逗子市中小企業者等事業継続応援給付金 120,000千円程度

売上等が減少した中小企業者及び個人事業者（デザイナーやインストラクターなどを含む）に対し、事業継続を支援するため応援給付金（10万円）を交付。5月下旬に受付開始予定。 <資料あり>

教育を進める

⑨学校運営事業（小学校及び中学校） 1,340千円（小学校958千円、中学校382千円）

臨時休業中の学習課題等を見守り（2,644名）・生徒（1,052名）に郵送。

新型コロナウイルス感染症対策担当の新設について

これまで、生活支援、事業者支援など各担当所管で個別の対応を行ってきたところですが、市民の皆様がより相談しやすい体制とするため、このたび「新型コロナウイルス感染症対策担当」を経営企画部防災安全課内に新設し、令和2年5月1日から相談窓口の一本化を図るもの。

1 職員体制

経営企画部防災安全課 新型コロナウイルス感染症対策担当 7名配置

2 担当業務

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の総合調整・総合窓口に関すること
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策の一般的な相談
 - ・ 市民、事業者への給付金制度
 - ・ 市税の徴収猶予 など
- (2) 特別定額給付金の支給に関すること

3 設置場所

市役所 1階ロビー

(担当課) 経営企画部防災安全課

特別定額給付金（仮称）給付事業について

今国会に提案されている「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で実施することとされた特別定額給付金（仮称）事業により、感染拡大防止に留意しつつ、家計への支援を行うもの。

1 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者
（参考）令和2年3月末日現在 住民基本台帳人口 59,500人

2 給付額

給付対象者1人につき10万円

3 歳入歳出予算額

6,014,528千円（国庫補助率10/10）

4 給付金の申請

- ・市から給付金の申請に当たり必要となる申請書を各世帯へ郵送する。
- ・申請方法は、感染拡大防止の観点から①申請書類の郵送②マイナンバーカードを活用して行うオンライン申請を基本とする。

5 申請手続き開始日

5月下旬に申請書を発送する予定

（担当課）経営企画部防災安全課

**(仮称) 逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び
(仮称) 逗子市中小企業者等事業継続応援給付金について**

神奈川県緊急事態措置の協力要請に応じて休業又は営業時間の短縮をした事業者に対し、負担軽減と事業継続のため、市独自の協力金を上乗せして交付するもの。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上等が減少した中小企業者及び個人事業者（デザイナーやインストラクターなどを含む）に対し、事業継続を支援するため応援給付金を交付するもの。

名 称	(仮称) 逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	(仮称) 逗子市中小企業者等事業継続応援給付金
交付対象事業者	神奈川県の協力要請に応じた事業者	市内に事業所を有する中小企業者及び市内に住所を有する個人事業者（デザイナーやインストラクターなどを含む）
交付金額	20万円	10万円
申請期間	5月下旬から8月31日(月)まで	
申請条件	神奈川県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付要件を満たした者	次のいずれかに該当する者 ①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（セーフティネット保証4号）を受けた者 ②日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた者 ③中小企業庁の持続化給付金の支給を受けた者 ④売上高等が、前年対比で20%以上減少した者
予算額(予定)	80,000千円	120,000千円

(担当課) 市民協働部経済観光課

(仮称) 新型コロナウイルス感染症緊急対策基金

の創設について

新型コロナウイルス感染症の急速なまん延により地域経済及び市民生活に甚大な影響を及ぼしている状況に鑑み、これに対する地域経済対策、感染症予防対策等の緊急対策に要する経費（6億円規模を想定）に充てるため、(仮称)新型コロナウイルス感染症緊急対策基金を創設するもの。

1 基金の名称

(仮称) 新型コロナウイルス感染症緊急対策基金

2 基金の規模

4億円

(担当課) 経営企画部財政課

逗子市立小・中学校における一斉臨時休業の延長について

令和2年5月6日(水)までとしていた逗子市立小・中学校の一斉臨時休業を、教育委員会では、その期間を延長し、5月7日(木)・8日(金)も一斉臨時休業とするもの。
今後の予定については、国及び神奈川県の動向により、改めて判断するもの。

(担当課) 教育部学校教育課